

県南広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年1月11日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弥栄金成線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市弥栄字矢柄沢45番地先から一関市弥栄字茄子沢241番10地先まで	新	m 24.0~10.0	m 178.5
	旧	19.0~6.9	178.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 平成31年1月11日から同年2月12日まで